

レーダー級海上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法規 12問 }
無線工学 12問 } 24問 1時間

法 規

〔1〕 次の記述は、電波法の目的である。□内に入るべき字句を下の番号から選べ。

この法律は、電波の公平かつ□な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

- 1 経済的
- 2 積極的
- 3 能率的
- 4 能動的

〔2〕 船舶局を開設しようとする者は、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 船舶局の運用開始の予定期日を総務大臣に届け出る。
- 2 主任無線従事者を選任する。
- 3 総務大臣の免許を受ける。
- 4 無線設備を設置し、その旨を総務大臣に届け出て検査を受ける。

〔3〕 次の記述は、船舶に施設する無線設備について述べたものである。無線設備規則の規定に照らし、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

船舶の航海船橋に通常設置する無線設備には、そのきょう筐体の見やすい箇所に、当該設備の発する磁界が□に障害を与えない最小の距離を明示しなければならない。

- 1 自動操舵装置の機能
- 2 磁気羅針儀の機能
- 3 他の電氣的設備の機能
- 4 自動レーダープロットング機能

〔4〕 無線従事者は、免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見したときはどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 速やかに、発見した免許証を廃棄する。
- 2 発見した日から10日以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 3 発見した日から10日以内に再交付を受けた免許証を総務大臣に返納する。
- 4 発見した日から10日以内に発見した免許証を総務大臣に返納する。

〔5〕 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 航海船橋に備え付ける。
- 2 携帯する。
- 3 無線局に備え付ける。
- 4 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げる。

〔6〕 次の記述は、レーダー級海上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作について述べたものである。電波法施行令の規定に照らし、□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの□で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

- 1 外部の転換装置
- 2 空中線
- 3 電源設備
- 4 調整装置

レーダー級海上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 次の記述は、秘密の保護について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

- 1 特定の相手方に対して行われる暗語による無線通信
- 2 特定の相手方に対して行われる無線通信
- 3 総務省令で定める周波数を使用して行われる無線通信
- 4 総務省令で定める周波数を使用して行われる暗語による無線通信

〔8〕 総務大臣が無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局が必要のない無線通信を行っているとき。
- 2 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないとき。
- 3 無線局の発射する電波が他の無線局の通信に混信を与えているとき。
- 4 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて無線局を運用しているとき。

〔9〕 総務大臣から無線従事者がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 免許証を失ったとき。
- 2 日本の国籍を有しない者となったとき。
- 3 電波法に違反したとき。
- 4 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。

〔10〕 無線局の臨時検査（電波法第73条第5項の検査）において検査されることがあるものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の知識及び技能
- 2 無線従事者の勤務状況
- 3 無線従事者の業務経歴
- 4 無線従事者の資格及び員数

〔11〕 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 1箇月以内に総務大臣に返納する。
- 2 直ちに廃棄する。
- 3 3箇月以内に総務大臣に返納する。
- 4 2年間保管する。

〔12〕 無線局の免許状は、掲示を困難とするものを除き、どの箇所に掲げておかなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 無線局のある事務所の見やすい箇所
- 2 受信装置のある場所の見やすい箇所
- 3 主たる送信装置のある場所の見やすい箇所
- 4 航海船橋の適宜な箇所